

令和四年十一月二十五日受領
答弁 第二二五号

内閣衆質二一〇第二五号

令和四年十一月二十五日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員和田有一朗君提出「日中共同声明」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員和田有一朗君提出「日中共同声明」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

台湾に関する我が国政府の立場は、昭和四十七年の日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明（以下「日中共同声明」という。）第三項にあるとおり、「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」との中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重するというものである。

三について

御指摘の大平外務大臣（当時）の発言の趣旨は、「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。」と日中共同声明第三項にあるとおりであると承知している。

四について

御指摘の「台湾の領土的な位置づけに関する政府見解を逸脱するような立場」及び「日中共同声明」における日本政府の立場は、日本政府の台湾の領土的な位置づけに関する見解を逸脱している」の意味す

るところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、台湾に関する我が国政府の立場については、一及び二について述べたとおりである。

五について

御指摘の日中共同声明第六項は、日中両政府が、同項前段の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、全ての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認したものである。